

令和3年度第1回山梨地方労働審議会

1 日 時

令和3年11月11日（木）午前9時30分～午前11時30分

2 場 所

岡島ローヤル会館

3 出席者

公益代表 小澤委員、柳田委員、齊藤委員、坂井委員、保坂委員

労働者代表 窪田委員、中田委員、田中委員、小林委員、廣瀬委員

使用者代表 保坂委員、廣瀬委員、遠藤委員、豊前委員、星委員、河内委員

4 議 題

(1) 最低工賃の改正等について

(2) 令和3年度重点施策の推進状況の報告について

5 審議内容

【司会】

皆様、お待たせいたしました。本日は、ご多忙の中ご出席いただきまして、ありがとうございます。本日の進行をさせていただきます山梨労働局雇用環境均等室の村松でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

それでは、ただ今から令和3年度第1回山梨地方労働審議会を開催いたします。

本年は委員改正が行われまして、本日ご出席の委員の皆様には、11月1日付で委員の任命をさせていただきました。本日、机上に任命に係る人事異動通知書を置かせていただきました。任期は2年でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。本日の審議会委員の欠席についてお知らせします。公益代表の八巻委員、労働者代表の三輪委員におかれましては、事前に欠席される旨のご連絡を受けております。まだ到着しておりません河内委員につきましては、渋滞により少し遅れるということでご連絡を頂戴しております。委員18名中、今現在15名にご出席いただいておりますので、地方審議会令第8条第1項の規定により審議会を開催し、議決することができますことをご報告申し上げます。また、本日の審議会は一般に公開しており、事前に傍聴希望の公示を行いましたが、傍聴希望がなかったことをご報告申し上げます。

続きまして、次第の3。審議会の資料について、改めてご確認をお願いいたします。お手元資料の1枚目。それが令和3年度の審議会次第となっております。1枚おめくりいただきまして、次が席次表。続きまして、地方審議会令。次が地方労働審議会運営規定。次が委員名簿。続きまして、労働局の出席者名簿ということで、その下にまた、クリップ止めしていただきまして配布資料一覧ということで、資料1から資料4について添付しております。その他、机上に山梨地方労働審議会家内労働部会の委員名簿案と、山梨地方労働審議会最低工賃専門部委員名簿案を、お配りさ

せていただいております。事前にメールでお知らせしました資料 1 と資料 3 ですが、資料 3 につきましては一部変更がございましたので、お手元、本日配らせていただいたものをお使いいただきたいと思います。資料の方はよろしいでしょうか。それでは、次第の 2 に移らせていただきます。山梨労働局長の生方からご挨拶申し上げます。

【生方局長】

皆様、おはようございます。本日は大変お忙しい中、本審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。また、日頃より私ども行政運営に格段のご理解とご協力を賜り、改めまして感謝申し上げます。

今年度の上半期を振り返ってみますと、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、私ども労働行政を取り巻く環境は引き続き厳しいものとなっております。労働局では、労働者の雇用の維持確保に向けて、局、監督署、ハローワークが一体となって、雇用調整助成金の円滑な支給、求人開拓の実施、また、法違反が疑われる事業所への監督指導などの業務を推進してまいりました。先行きにつきましては、感染拡大の防止を講じ、ワクチン接種率が上昇する中、各種施策の効果や海外経済の改善もあって、景気が持ち直していくことが期待されております。内外の感染症の動向もサプライチェーンを通じた影響への懸念もあり、県内の労働市場の状況は、今後とも注視していく必要があるというふうに考えております。

最近の雇用情勢についてでございますが、県内の労働市場につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けているところですが、自動車や半導体など世界的な需要の高まりから製造業を中心に求人が回復し、県内の令和 3 年 9 月の有効求人倍率が 1.25 倍と。令和 3 年 2 月以降、8 カ月連続で 1 倍台を維持しているところであります。今後も先行きの不透明感が、払拭はされないものの、自動車部品製造業などは引き続き採用意欲が堅調に推移するものと見ており、また、県内に発令されていたまん延防止等重点措置、それから首都圏に発令されていた緊急事態宣言などの解除に伴いまして、アフターコロナを見据えた県内経済に対する回復への期待感の高まりから、求人数が底堅く推移するものと見ております。このような状況の中、コロナの影響を受けている企業に対しましては、引き続き雇用調整助成金の特例措置、それから新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の支給。また、在籍型出向制度などの活用などにより、労働者の雇用の維持に努めているところであります。また、離職された方々にはハローワークによる求人確保対策や、求職者個々のニーズに応じたきめ細やかな職業相談。さらには、オンラインを活用した求職登録、職業紹介などウイズコロナ時代の新たな対応を加えながら、就職支援をより一層強化しているところであります。

ところで、経済財政運営と改革の基本方針 2021、いわゆる骨太の 2021 では、多様な働き方の実現に向けた働き方改革の実践の 1 番目の柱として、新たな日常の象徴であるテレワークの普及、拡大の取り組みを行っていくことを上げております。骨太方針に掲げる取り組みにより、多様で柔軟な働き方を選択でき、安心して働ける環境を整備することとしており、コロナ禍を働き方改革を進める好機ととらえて、テレワークの導入や特別休暇制度の創設に取り組むなど、多様で柔軟な働き方に向けて、積極的に職場環境の改善を進める企業が増えてきております。労働局では、テレワークガイドラインの周知を行い、事業主が適切な労務管理を行い、労働者が安心して働くことができる良質なテレワークが導入定着されるよう取り組んでいるところであります。

前置きがちょっと長くなりましたけれども、本日は二つの議題につきましてご審議をいただきたく存じます。

まず一つ目の議題は、最低工賃の改正についてでございます。本年度は、第13次最低工賃新設・改正計画の最終年となっております。本年度の対象である貴金属製品製造業につきましては、来月から実施いたしたく、このあと担当より所要の説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

二つ目の議題は、令和3年度重点施策の推進状況の報告についてでございます。こちらも後ほど担当の部室長から説明させていただきます。最後になりますが、本日は議題2の重点施策の推進状況の報告についてご説明をさせていただいたあと、意見交換の時間を設けてございます。

限られた時間ではありますが、ぜひ委員の皆様から忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。冒頭の挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

【司会】

続きまして次第の3、小澤会長からご挨拶をいただきたいと思っております。山梨地方労働審議会運営規定第4条により、会長が議長を務めることとされておりますので、ご挨拶ののちには議事の進行につきましてもよろしくお願いいたします。それでは小澤会長お願いいたします。

【小澤会長】

おはようございます。会長に指名されました小澤と申します。私が会長になりますのは、規則に基づきまして、会長は公益委員の中から選ぶということが決まっていることと、公益委員の中で、たぶん私が一番の年長者なものですから、私がやれというお話になっておりますので、よろしくお願いいたします。

新しい委員のかたも何名かいらっしゃるということですが、今回の審議会、年に2回ほど行われます。先ほど、局長さんからも活発な意見をという話がありました。労働審議会の役割というのは、国会の与党と野党が激しく論戦するというようなものではなくて、労働局の方で作られた労働行政の方針であるとか施策、それが間違っていないかどうかを我々の視点から見るといのが大事な役目だと思っていますので、ここで激しい議論が行われるようなことがあっては、むしろおかしいんですね。ここに至るまでに労働局の方が、きちんとしたものを作ってくるところに、この委員会の緊張感というか、役割があるのかなと私は思っています。とは言いましても、労働局の方々は、役員というか公務員としていろんなものを作っている。視点がどうしてもそこに偏る。使用者側、労働者側の意見はもちろん反映させたものは作られるんでしょうけれど、偏る可能性もある。私は公益委員ですが、使用者側の立場でものを見れるか、労働者側の立場でものを見れるかという、それも確実ではない。そういう意味で公益代表のかたは公益委員としての立場でものを見て、労働者側のかたは労働者側の視点で見る。使用者側のかたは使用者側の視点で見るといふように、みんなでいろんな角度で見ることによって、いいものができるのではないかと考えています。そういう意味で、いろんな視点からの意見を言っていただくことで、より良いものができればいいなと思っていますので、2年間、よろしくお願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。進行役を務めさせていただきますので、また限られた時間内ではありますが、円滑な審議の進行にご協力をお願い申し上げます。式次第に書いてあります

議題ですが、まず最低工賃の改正等について、いくつかの項目が出ております。初めに、山梨県貴金属製品製造業最低工賃の改正等及び関連部会の設置について。それからもう一つ。家内労働部会及び最低工賃専門部会の専決に係る決議等。事務局から説明をお願いいたします。

【田村労働基準部長】

皆様おはようございます。労働基準部長の田村でございます。本年度も、どうぞよろしくお願い申し上げます。それでは、最低工賃関係につきまして説明をさせていただきます。着座にて失礼いたします。

お手元の資料 1。令和 3 年度第 1 回山梨地方労働審議会、最低工賃の改正等についての資料をご覧ください。現在、山梨県では 3 件の最低工賃、それぞれ「電気機械器具製造業」、「婦人服製造業」、「貴金属製品製造業」の 3 件の最低工賃が定められており、基本的には毎年 1 件ずつ 3 か年計画で、改正見直しの検討を実施しております。資料 1 ページは、現在進行中の 3 か年計画と 3 件の最低工賃及び前回の改正年月日でございます。本年度 2021 年度は、「貴金属製品製造業」の最低工賃の見直しの年度となっております。

次に 2 ページをご覧ください。地方労働審議会における、家内労働関係の仕組みの図となります。最低工賃の改正見直しを行うにあたりましては、山梨地方労働審議会に「家内労働部会」を設置して、まず最低工賃を改正する必要があるか否かについてご審議をいただきます。家内労働部会にて、「最低工賃を改正する必要がある」との決定をいただきましたら、次に、「最低工賃専門部会」を設置し、最低工賃の金額の改正に向けた審議に入っていただくという仕組みとなっております。

3 ページには、最低工賃の改正決定までの流れなどを示してございます。

本日は、これら家内労働部会の設置や部会の決議につきまして、ご審議の上、お決めいただきたく存じます。

4 ページの方をお願いいたします。ご審議いただきます事項につきまして、いずれも例年と同じ事項ではございますが説明をさせていただきます。まず一つ目として、先ほど申し上げました本年度の改正を予定しております「貴金属製品製造業」最低工賃についての家内労働部会を設置することについてです。二つ目として、1 の家内労働部会が設置された場合には、その家内労働部会において貴金属製品製造業の最低工賃の改正決定の必要性ありとの結論となり、この結論を受けて労働局長が改正の諮問を行った場合は、改めてこの審議会を開催しなくても、小澤会長に対して諮問がなされたこととすることについてでございます。諮問文につきましては、直接小澤会長に提出をいたします。3 点目として、今ほど述べました最低工賃の改正諮問が行われた場合には、最低工賃専門部会を設置することについてでございます。四つ目として、家内労働部会及び最低工賃専門部会が設置された場合において、各部会の部会長がこの山梨地方労働審議会の委員である場合には、各部会での決議は、この山梨地方労働審議会の決議とみなすことについてでございます。以上、4 点でございます。よろしくお願い申し上げます。

【小澤会長】

ありがとうございました。ただ今、説明がありました関連部会の設置と、それから専決決議について、ご質問のあるかたいらっしゃいますでしょうか。ご意見も含めてですが、ございますか。

これは、毎年というか例年このような形で行われておりまして、特に問題ないかと思っております。特に意義がありませんでしたら、この案で了承されるということによろしいでしょうか。はい、全員了承されたということで、これについては了承することといたします。

続いて、今、出ました関連部会の委員の指名について、事務局から説明をお願いいたします。

【田村労働基準部長】

はい、それでは委員の選任につきまして説明いたします。家内労働部会及び最低工賃専門部会の各部会に属する委員につきましては、会長が指名することとされております。しかしながら、本日この場におきまして会長に突然ご指名をいただくということは大変困難であると思われまます。そこで、事務局としましては本審の委員及び臨時委員の皆様にも両部会の委員への就任につきまして事前にご内諾をいただき、公益、労働者側、使用者側の各側から3名ずつ、合計9名の委員名簿の案を作成して、机上に配布をしております。家内労働部会、最低工賃専門部会ともに同じ委員の方々となりますが、この委員名簿案に基づき会長のご指名をいただきたいと考えております。なお、各部会の部会長につきましては、それぞれの最初の部会を開催した際に選任されることとなっております。以上、どうぞよろしくお願いいたします。

【小澤会長】

はい、お手元に委員名簿があります。先ほど説明がありましたように、私がいきなり指名することはできませんので、それぞれの適当と思われるかたがおりまして、それぞれご内諾をいただいているということですので、特にご異議がなければ私もこの名簿で指名したいと思います。よろしいでしょうか。はい、ご異議がないということですので、この名簿のとおり指名させていただきます。議題の1の(1)の最低工賃の改正等関係については、全て終了したことになります。

では、次の議題に移ります。令和3年度の重点施策の推進状況についてであります。事務局から説明をお願いします。なお、質問等は、事務局の説明が全て終了したあとで、まとめて受けたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

【今井総務部長】

総務部長今井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。そして、議題の2の最初に、資料の2についてご説明をいたします。着座にて失礼いたします。

資料の2「令和3年度、山梨労働局」のミッションをご覧ください。今年度、私どもはウイズコロナ時代の雇用の確保及び雇用環境の整備ということで各種施策を進めておるところです。そして、労働局でそういった施策事業を行っておりますが、この資料に書いてございます雇用環境均等室、そして労働基準部、そして職業安定部というふうになっております。また、ここには書いてございませんが、労働基準の関係では県内に3つの労働基準監督署があり、職業安定の関係では県内に7つのハローワークがあり、山梨局全体として取り組んでいるところでございます。そして、この資料2をご覧くださいますと、今申し上げた労働局の部、室の名前の下にいろいろな施策のタイトルとページ数が入っております。これは、このあと説明をいたします「資料3 重点施策の推進状況」の資料に記載をいたしましたそれぞれの施策のタイトルと資料3のページ数に対応しているところでございます。ですので、この資料2は労働局のどの部署が、どのような施策を

担当しているのか、その対応関係をお示ししているものでございます。本日の資料 3 と合わせてご覧いただければと思います。私から資料 2 の説明は以上でございます。

【安井職業安定部長】

安定部長の安井でございます。いつも委員の皆様におかれましては、安定行政の実施にご協力をいただいております。誠にありがとうございます。それでは引き続き安定部の関連の方で、私から説明させていただきます。座って説明させていただきます。

それでは早速ですが、配布資料の 3 番をご覧いただければと思います。こちらが令和 3 年度の山梨労働局の重点施策の推進状況の資料でございます。1 枚おめくりいただきまして、ローマ数字 I のウイズコロナ時代の雇用の確保とございます。こちら全て安定部の関連の項目になっております。ちょっと量が多いですので、要点を中心にご説明をさせていただければと思います。

それでは、4 ページをご覧いただければと思います。4 ページが労働市場の現状と課題ということになっております。冒頭、労働局長の方からもご説明をさせていただきましたが、直近 9 月の有効求人倍率が 1.25 倍となっております。全体的には徐々に改善傾向にあるという状況でございます。右の産業分野別の状況ご覧いただければと思います。製造業を中心に求人は改善傾向にございまして、製造業については分野によっては、前々年度、新型コロナウイルスの影響を受ける以前よりも求人が回復しているという分野もあるところでございます。一方、飲食、宿泊を例にご覧いただきますと、前年度よりは回復はしてきているものの、やはり、コロナの影響を受ける前の前々年度に比べますと大幅に落ちているという状況でございまして、全体的には改善傾向にはあるものの、やはり、一部産業の間では依然厳しい状況が続いているという状況でございます。こちらの資料には数字としては出てこないんですが、有効求人倍率が回復しているもう一つの理由として、求職者が増加していないという理由があります。なぜそこまで求職者が増加していないかという要因でございますが、ページを 1 枚おめくりいただければと思います。

5 ページですが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主のかたを対象に助成金、給付金を支給しているものでございます。4 本でございます。実際に、山梨県内における支給実績も記載させていただいておりますが、非常に多い金額の支給決定が続いているという状況でございます。この各種助成金、給付金を活用していただいて、事業主の方に従業員の雇用を維持していただいているという状況がございまして、そこまで求職者が増加していないという事情がございまして、では、続きまして次のページをご覧ください。先ほどの 4 本の助成金のうち、上三つの 3 本の現在の要件でございます。一応、厚生労働本省の方針でございますが、こちらの要件のまま 12 月まで延長する方針ということにさせていただいております。昨日の中央の労働政策審議会の方で、この休業支援金の方の延長は、了承が得られなかったというニュースも出ておりましたが、方針の了承が得られれば 12 月まで両方とも延長するというようになっております。さらに岸田総理の就任の会見で雇調金、休業支援金の要件を来年の 3 月まで、今年度末まで延長するというような方針もございましたので、こちらの要件、全くこのままの要件ではないにしろ何らかの措置が 3 月末まで延長されるという方針になっております。

続きまして、1 枚おめくりいただいて、次のページをご覧いただければと思います。ハローワークシステムの刷新を踏まえた職業紹介の充実・強化というものになります。安定所で使ってい

る求人や紹介関係に使うシステムの刷新でございます。9月21日に刷新を行わせていただきまして、これによって求職者はオンラインで求人の紹介を受けることであったり、安定所の紹介を受けずに求人への応募が可能になるというようなシステム刷新が行われました。このような機能を利用するには、求人者の方と求職者の方、個々の、求人者マイページ、求職者マイページというものを開設してもらう必要があるというものですので、この開設に向けて周知を行って、利用促進を図っているというところでございます。実績の方も、(4)の方に記載させていただいておりますが、徐々に登録が伸びているという状況でございます。引き続き、周知等図っていききたいというふうに考えております。

では続きまして、8ページをご覧くださいと思います。業種、地域、職種を超えた再就職等の促進ということになっております。新型コロナウイルス感染症の影響により、業績が厳しくなっている業種から、人材不足をしているという分野への再就職の促進を図っているというところでございます。何をしているかと申しますと、求職者の方に対しては、(1)のとおり安定所に人材確保コーナーというコーナーを設置いたしまして、担当者制による支援や面接会なんかを実施しているところでございます。また、求人者の方に対しても、(2)のとおり求人開拓であったり、求人記載内容の充実であるとか、求人条件緩和等の条件を行っているというところでございます。それぞれ右側に実績も記載させていただいております。特に(2)の求人の確保については、製造業を中心に求人開拓が増加しておりまして、求人数、充足数ともに前年度より増加をしているという状況でございます。

では、続きまして9ページをご覧くださいと思います。在籍出向の関係でございます。先ほど、事業主向けの助成金、給付金ということで4本お示しさせていただきましたが、その内の1本である産業雇用安定助成金と合わせて、在籍出向の促進を積極的に図っているというところでございます。山梨県内の現在の状況でございますが、右側の出向計画受理状況をご覧くださいいただければと思いますが、令和3年9月末時点、出向元ベースですと4事業所から計画をいただいているというところでございます。こちらの利用も、今後、経済活動の再開に向けて積極的に活用を図っていただければというふうに思っておりますので、今後とも、在籍出向オンラインセミナーなんかを山梨県と共同で開催するなど、周知を図っていくということを考えております。

続きまして10ページをご覧くださいと思います。非正規雇用労働者の再就職支援、新規学卒者等への就職支援でございます。非正規雇用労働者の再就職を支援するため、安定所に設置しております若者支援コーナーを中心に、正社員就職に向けた支援を行っているところでございます。右側に実績を記載させていただいておりますが、いずれの実績についても、前年度を上回る状況でございます。引き続き支援を続けていきたいというふうに考えております。また、(2)の新規大卒者等に対する就職支援でございますが、甲府のJA会館に設置しております、甲府新卒応援ハローワークなどにおいて、継続的な就職支援を実施しているところでございます。前年度は新型コロナウイルスの影響で開催できなかった高校生向けの産業事情説明会を、今年度は、感染対策をしっかりとった上で、右側のように開催させていただいております。多くの生徒さんに参加をしていただいているという状況でございます。新卒に関して、現時点での来年3月卒の新規学卒者の内定状況なんですけど、1枚おめぐりいただければと思います。こちらが現在の最新の状況でございます。大卒につきましては45.4%ということで、昨年度から9.1%回復しているという状況でございます。高卒につきましては、右側でございますが70.0%と。対前年同期

で2.1%。対前々年同期で3.1%の増という状況になっております。引き続き、一人でも多くの方が就職できるよう支援を続けていきたいというふうに考えております。

次のページをご覧くださいと思います。公的訓練の周知、誘導、就職支援の強化でございます。こちらは訓練終了後の就職に向けた支援は当然のことですが、安定所の相談窓口で、就職に結びつくために必要と思われる職業訓練コースをご案内するなど、受講勧奨を積極的に行っているところでございます。県内の実績でございますが、先ほど申し上げたとおり全体の求職者がそこまで増加していないということもあって、受講者数は前年度よりもやや減少はしていますが、就職件数自体は堅調に推移しているというところでございます。今後、経済活動の再開に伴って求職者が増加してくることも考えられますので、この公的職業訓練は重要なツールでございますので、引き続き積極的な周知、受講勧奨等をしていきたいというふうに考えております。

次、1枚おめくりいただければと思います。障害者の就労促進の関係でございます。残念ながら、山梨県は全体的に見ますと、障害者の就労状況が低調にあるという状況でございます。こうした状況を踏まえ、法定雇用率未達成企業の解消につきましては、労働局の再重要課題としているところでございます。例年行っている未達成事業への要請通知文について、今年度については労働局長と県知事の連名によって発送するなど、周知に工夫をさせていただいているところでございます。また、前年度は新型コロナウイルスの影響によって、事業所訪問であるとか、求職者の方への就労支援がなかなか思うようにできなかった部分がありましたが、今年度は感染対策を取った上で、右側のページにございますとおり、着実に実施をしているところでございます。今後も、一步ずつではございますが、こういった支援を続けていきたいというふうに思っております。(4)番の障害者雇用優良中小事業主に向けての周知というところでございますが、こちらについては本県最初の認定として株式会社ササキさんを認定させていただいておりますのでご紹介させていただきます。

もう1枚おめくりいただきたいと思います。項目としてはこちらが最後になりますが、就職氷河期世代活躍支援プランの実施でございます。いわゆる就職氷河期世代の方々への支援としまして、政府で取りまとめた3か年の集中的プログラムに沿って、厚生労働省においては、厚生労働省就職氷河期世代活躍支援プランというプランを作っておりまして、これに基づいて不安定な就労状態にある方の正規雇用化を図ることとしております。実施内容としましては、安定所におけるチーム型による伴走型支援、短期資格取得コースの受講斡旋であるとか、面接会の実施、各種助成金の活用に取り組んでいるところでございます。こちらの山梨県におけるKPIでございますが、右側にございますとおり、正社員就職件数、これが3年間で2500件ということで設定をしておりますが、ちょうど3年計画の内、今一年半の半分が経過したところでございますが、進捗率は53%と堅調に推移しているというところでございます。1枚おめくりいただきまして、その他二つKPIも設定させていただいておりますが、順調に推移しているところでございます。1件訂正がございまして、本日配布の資料では訂正されておりますが、事前にお送りした資料の中で、(2)の実績のサポステ相談件数が、令和2年と令和3年度の内訳のところの令和2年度のところでございますが、令和2年度の年度実績が412件となっております。令和2年度から始めておりますので、実績累計も412件のところですが、事前にお配りした資料ですと、年度実績が412、実績累計が118件と、数字が誤っております。訂正してお詫びさせていただき

ます。今お配りしている資料については正しい数字になっておりますので、こちらでご確認いただければと思います。氷河期につきましては、今後、各会から参加していただく協議会として山梨就職氷河期世代活躍支援プラットフォームという協議会を開催する予定にしておりますので、こういった協議会も通じて、引き続き支援をしていきたいというふうに考えております。1点、周知と言いますかお願いでございますが、このページの右側に氷河期世代支援のリーフレットが記載させていただいております。10月から厚生労働省のホームページにございます、就職氷河期世代支援のページが新しく刷新をされまして、氷河期世代の方向けであるとか、事業主向けの方、さまざまな内容を充実したコンテンツを設けているところでございます。本日ご参加の各委員の所属団体等におかれましても、各会員様にご周知いただくなど、ご協力をお願いできればというふうに思います。私の説明は以上になります。ありがとうございました。

【上野雇用環境・均等室長】

引き続きまして、私雇用環境・均等室の上野と申します。どうぞよろしくお願いたします。日頃から委員の皆様におかれましては、私どもの行政運営にお力添えをいただいておりますことに、この場をお借りして感謝申し上げます。さらに、私どもの雇用環境・均等行政につきましても、日々、ご尽力とご協力を賜りましていることに、重ねてお礼申し上げます。着座で説明させていただきます。

私の方からは資料3、目次の二つ目の柱、ウイズコロナ時代に対応した、労働環境の整備の1と2の項目について説明させていただきます。まず、17ページをご覧くださいまして、1の多様で柔軟な新しい働き方の推進、(1)テレワークの推進についてでございますが、テレワークはウイズコロナ、ポストコロナの新しい生活様式に対応した働き方であると同時に、働く時間や場所が柔軟な新しい働き方としてのニーズも高く、広がりを見せているところでございます。労働局では、令和3年度の上半期、より良質なテレワークの導入、定着を推進するために、令和3年の3月に改正されたテレワークガイドラインの周知を積極的に行っております。具体的には、労働局のホームページの刷新による周知。それから経営者団体の皆様への協力依頼による、会員企業の皆様への周知。それから市町村への協力依頼によりまして、広く県民の皆様への周知を行ってきたところでございます。次のページでも説明いたしますが、山梨働き方改革推進センターの利用促進のための周知なども併せて行っております。次のページ18ページに移りまして、(2)働き方改革推進センターによる支援の実施についてですが、山梨働き方改革推進センターでは、働き方改革に関連するさまざまな労務管理上の疑問点等につきまして、無料で中小企業の皆様への相談、支援を行っているところです。現在、働き方改革関連法の施行が進んでいる中で、今年度からテレワークについても、相談や各種支援を行っております。具体的な支援のメニューとしましては、電話相談、セミナーの開催、個別訪問の支援、セミナー等への窓口相談派遣です。支援実績は、下の図と表にありますように、一番多いのは個別訪問支援です。これにつきましては上半期に要望が多かったということで、こちらを中心に実施しております。

次に19ページの方に移りまして、(3)助成金による事業主支援についてです。令和3年度に新設されました、人材確保助成金、支援助成金の中のテレワークコースというものがございまして、こちらにつきまして、活用のための周知を行っているところでございます。上半期の実績は、ご覧のとおりです。引き続き活用の促進を図って参りたいと思っております。それから、その他

働き方改革助成金の申し込みは9月末で終了しておりますが、助成金についての申請実績について入れております。下半期につきましても、労働局として、良質なテレワークの導入促進のため、引き続きガイドラインの周知ですとか、助成金の周知を行っていきたくております。併せて働き方改革推進センターで行う相談、個別訪問、セミナー等の活用についても周知を行うこととしております。どうぞよろしく願いいたします。

次にテーマが変わりまして、20ページをご覧ください。2の非正規労働者の雇用管理改善に向けた、取り組みの推進ということでございます。(1)パートタイム・有期雇用労働法の履行確保の方に移っていきます。本年4月1日から、パートタイム・有期雇用労働法が、中小企業の皆様にも適用されるということ踏まえ、今年度は行政指導、それから事業主支援などによる同法の履行確保に積極的に務めているところでございます。上半期の具体的な取り組みといたしましては、パートタイム・有期労働法に基づく報告徴収を実施しております。事業主からの相談というのは、下の実績にもありますように、減少しておりますが、説明会とか非正規労働者の正社員化などの処遇改善に取り組む事業主様への支援措置である、キャリアアップ助成金の活用の促進などの周知も図っております。上半期の実績につきましては、ちょっと先ほどとどぶりですが、上半期の実績といたしまして、相談件数を載せさせていただいております。相談件数については、法改正の時期の一時的な盛り上がりというのがちょっとなくなりまして、事業主の皆様からの相談は減少しておりますが、労働者の相談というのは、一定数ございます。これにつきましては、労働者様からの相談に、きめ細やかに対応し、相談者の意向も踏まえながら、行政指導、それから紛争解決制度などを行うこととしております。右の表は、報告徴収ということで、計画的な報告徴収の件数、それから、その中で気付いた点につきまして、行政指導を行った実績となっております。

最後のページ。21ページに移りまして(2)のセンターの実績については、18ページと同様のものがございますので、説明の方を省略させていただきます。(3)の非正規労働者の、キャリアアップを促進する事業主に対する、支援の実施について、下のところに実績の方を記載させていただいております。概ね好調に推移していくと思っておりますので、今後とも下半期も引き続きまして、報告徴収を計画的に実施して、パートタイム・有期労働法の履行確保に努めてまいるとともに、併せてキャリアアップ助成金の周知も行うということ、それによりまして、非正規労働者の正社員化や、処遇改善を実施した事業主の皆様への、助成金の利用促進等についても努めてまいりたいと思っております。また、働き方改革推進センター、支援センターの活用によりまして、やはりそういった制度に対する、利用に対して負担感の大きい中小企業、零細企業様の相談に応じましても、引き続ききめ細やかな支援を行っていくことを予定しております。私からの説明は以上になります。

【田村労働基準部長】

田村でございます。改めまして、よろしく願いいたします。座って説明をさせていただきます。ここからは、労働基準行政について説明をさせていただきます。

引き続き22ページをご覧ください。(1)長時間労働の是正に向けた監督指導等の実施と題し、労働時間の適正な管理といった、法定労働条件の履行確保を目的として、労働基準監督署による監督指導により、法違反が認められた場合には、是正のための指導を行っております。ブル

一の表をご覧くださいますと、本年度9月末までに監督指導521事業場に対して行い、399事業場、率にして76.6%の事業場に、何かしらの法違反が認められました。この中で、労働時間にかかる違反が、148事業場、割増賃金にかかる違反が、83事業場となっております。合わせまして、月に80時間を超えて、時間外労働を実施させている疑いがある事業場に対する監督指導状況を、オレンジの表にまとめております。240事業場に監督指導を実施し、190事業場で法違反がありました。また、法違反ではありませんが、長時間の時間外労働についての時間短縮に関する指導ですとか、労働者の労働時間を適正に把握する必要があることなどについての説明や、指導も併せて行っております。参考までに、昨年同時期の監督指導実施件数も各表の下段に掲載をしております。なお、本年度の監督実施件数が、昨年度よりも多いことにつきましては、新型コロナウイルスの感染防止に重点をおき、昨年度は監督署による事業場への訪問を自粛していた期間があったことによるものでございます。

次に、長時間労働の是正に関するその他の取組としましては、労働基準監督署の窓口においては、時間外休日労働に関する、協定届、いわゆる三六協定届を受け付ける際に、内容を確認するとともに、労働基準法で定める法定限度時間を超えた協定内容といった内容に不備が認められた場合には、改めるよう指導を行っているところでございます。

23ページに移りまして、今月11月は「過重労働解消キャンペーン月間」としまして、長時間労働が疑われる事業場への監督指導を重点的に実施するとともに、労使団体の皆様ほか、各種業界団体のご協力をいただいて、長時間労働に繋がる短期・短納期発注を行わないといった配慮を求める、いわゆる「しわ寄せ防止」に係る要請も実施しているところでございます。また、今月25日には「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催しまして、過労死を防止することの重要性を呼びかけることにしております。今後の取組としましては、労働時間に係る法違反が、依然として多いことから、引き続き監督指導をしっかりと実施していくとともに、時間外労働の上限規制が適用されている中小企業への説明会の開催や、今後、令和6年4月から、上限規制が適用される建設業などに、法令の周知のため、説明会を実施するなどの取組を行ってまいります。

次に24ページをご覧くださいまして、労働災害における死傷災害の減少を目指した対策等についての各取組を説明いたします。24ページの山梨県の労働災害の推移の表をご覧くださいますと、折れ線グラフの死亡者数につきましては、中長期的には減少傾向となっており、平成29年からは一桁で推移をしております。しかしながら、本年は9月末現在で4の方が亡くなっており、先月10月には、さらに1の方が亡くなるなどして、昨年同時期の死亡者数である3名を既に上回る状況となっております。次に、青い棒グラフの死傷者数につきましては、これは休業4日以上死傷災害者数ですが、ここ数年増減を繰り返している状況となっております。本年につきましては、9月末現在で、517人の労働災害が発生しており、昨年同時期の458人を、大きく上回っている状況となっております。当局、山梨労働局では、死傷災害、労働災害の減少を目指した取組として、5年ごとに労働災害防止計画を立てて推進をしております。24ページの表の上に掲げておりますが、現在は、第13次労働災害防止計画、通称「13次防」と称して2018年から2022年までの5か年計画を推進しており、本年はその4年目となっております。数値目標としましては、前回の防止計画の最終年である、2017年と比較して2022年に、死亡災害を15%以上減の5人以下、休業4日以上死傷災害を5%以上減の689人以下に、それぞれ

減らすことを目的としているところでございます。

25 ページからは、業種別の労働災害防止対策の取り組みを掲げております。

全業種を通しての取組としましては、まずは、職場の新型コロナウイルス感染症対策につきまして、山梨労働局の健康安全課、及び甲府、都留、鰍沢の各労働基準監督署に相談コーナーを設置して、対応策のご相談を受け付けたり、職場の各自が行うべきチェックリストを示してご活用いただくなど、感染防止対策の周知、指導を行いました。現在も行っております。また、事故の型として最も多い転倒災害ですとか、増加傾向にある高年齢労働者の労働災害防止対策など、25 ページに掲載しているリーフレットを作成し、災害防止団体などを通して、周知、啓発を行っているところでございます。

続きまして、26 ページをご覧ください。各業種別の対策となります。まず、建設業への取組としましては、「山梨建設業ゼロ災宣言運動」を掲げて、災害防止団体及び業界団体への要請を通して、職場の各労働者や使用者の皆さんが、災害を起こさない意識付けを啓発する取組を行いました。併せて建設業の災害は、一度起きますと重篤な災害に繋がりやすいということから、労働基準監督署においても監督指導に特に力を入れて実施しているところでございます。また、この資料に掲載をしておりますが、来月 12 月 1 日からは、年末年始の無災害運動を展開して、労働局長による建設現場へのパトロールの実施や、管内の労働基準監督署が集中的に監督指導を行うなどの取組を予定しております。

次に、製造業への対策につきまして、製造業は県内の事業場の数として最も多く、災害も最も多く発生をしております。そんな中、業種別の災害防止団体がないことから、災害防止対策に大変苦慮しているところでございます。しかしながら、本年度は、新しい取組としまして、県内に数か所ございます製造業の「各工業団地工業会」に、災害防止に係る取組の協力を求めるアプローチをいたしました。使用者委員の保坂委員にもご協力をいただきまして、保坂委員の所属されている工業団地もご紹介いただき、災害防止への取組へのご協力をいただいているところでございます。他の各工業団地の事業場に対しましても、災害防止のリーフレットの配布や、熱中症対策といった時期に叶った情報提供などの取組などを行っております。現在も継続して情報提供をさせていただいているところであり、この取組が災害防止の一助となればと考えております。

その他、掲載の、陸上貨物運送業、商業あるいは社会福祉施設といった第 3 次産業の災害防止につきましても、それぞれに有効なパンフレットを作成し、集団指導や説明会を通して、災害防止対策の周知を行っております。

続きまして、28 ページをご覧ください。治療と仕事の両立支援につきまして説明をいたします。この支援は、労働者が長期間の治療を要する疾病に罹患した場合に治療を受けながら仕事を続けること、あるいは治療のために一時的に仕事を休んでも、治癒後に復職ができるよう、企業、医療機関、それと支援機関が一丸となって支援する仕組み作りの事業でございます。当局では、病気治療のためにやむなく離職される方や、仕事のために治療を中断される方をなくしていくため、山梨産業保健総合支援センターと連携して、両立に向けたガイドラインなどを作成し、関係団体の皆様や医療機関へ配布するなどして協力を求めるとともに、両立支援についての研修を実施するなどして意識付けを図る取組を行っております。今後も引き続き、関係機関と連携して、この両立支援の周知を図ってまいります。

次に、最後になります。30ページをご覧ください。最低賃金制度の運営につきまして、説明をいたします。最低賃金につきましては、例年7月に中央最低賃金審議会が目安額を示すこととされており、この目安額を基に、各都道府県労働局の地方最低賃金審議会において、金額改定の議論が行われます。本年度は、中央最低賃金審議会から示された目安額が「プラス28円」ということで、過去最大の上げ幅となり、当山梨地方最低賃金審議会においては、額の改定に向けた審議が大変難航いたしました。ですが、結果としまして、目安額どおり「28円引き上げる」との答申を審議会からいただき、これにより、山梨県の最低賃金は「時間額866円」として、既に10月1日から発行しているところでございます。

この山梨県最低賃金の他に、特定の業種にのみ適用される最低賃金として、山梨県では「電子部品・デバイス・電子回路・電気機械器具、情報通信機械器具製造業」と、「自動車同付属品製造業」の2業種につきまして、特定最低賃金が制定されております。この2業種の特定最低賃金につきましても山梨県地方最低賃金審議会においてご審議をいただき、電子部品電気関係製造業につきましては20円引き上げて「時間額934円」、自動車付属品製造業につきましては19円引き上げて「時間額938円」とする答申をいただいております、それぞれ12月の発効に向けての事務手続きをしているところでございます。

これらの最低賃金額につきましては、30ページの右側のリーフレットを作成し、県内全ての市町村の広報誌に掲載していただいたり、ポスターを鉄道の主要駅に掲示していただくなどして、広く周知を図っているところでございます。また、改正された最低賃金額が、各事業場で守られていることを確認するための監督指導を、管内の労働基準監督署において、今後実施してまいります。

以上、私からの説明を終わります。

【小澤会長】

はい、ありがとうございました。では、ただいま説明があった内容について、ご意見ご質問を聞きたいと思いますが、事務局の方で事前に質問等受けていますでしょうか。

【事務局】

事前質問はございません。

【小澤会長】

はい、分かりました。じゃあ今の説明を聞いたうえでの質問に移ります。皆様からご意見を伺いますが、記録に取っている関係がありますので、ご意見等がある場合には、挙手のうえで名前を述べてから質問をお願いいたします。では、今までの説明について何かご質問あるいは意見があるかたはお願いいたします。

【保坂雅委員】

使用者委員の保坂でございます。資料の21ページなんですけども、山梨働き方改革推進支援センターの支援の実績というところで、ここに令和2年と令和3年上半期の目標実績が書かれているわけなんですけども、令和3年度、例えば相談405件に対して、57件とございます。令和2年

3年についての目標設定の考え方で、数字が乖離しているんで、この辺の考え方について、伺いたいと思うんですけど。お願いします。

【小澤会長】

はい、お願いします。

【上野雇用環境・均等室長】

雇用環境・均等室の方からお答え申し上げます。この目標値につきましては、基本的に県の希望とかそういったもので、本省等の設定件数を参考にしておるところでございます。令和2年度につきましては、相談件数が122件、24件、409件、43件ということで、これが年間の実績でございます。電話相談については、電話相談等の相談件数については、上半期非常に不調ということでございまして、これにつきましては、後半で働きかけを実施している、それから説明会についても現在の状況も踏まえて増設いたしますので、その際に合わせて窓口の設置等いたしまして、下半期の件数の増加、そういったものを目指しているところでございます。

【小澤会長】

保坂委員よろしいですか。まあなかなか難しいですよ。目標設定っていうのは。

【保坂雅委員】

目標設定の考え方っていうのは、特に前年実績とかそういうものを踏まえた中でやっているのかなと。この辺の設定は非常に難しく、どこに数値を置いていいのか分からないというように思うんですけども。どうなんでしょうね。

【小澤会長】

おそらくあれですね、設定目標と数字がすごい違うところが、なんでこんなにあるのかっていうことですよ。400、350件で3分の1ですもんね。

【保坂雅委員】

まあそうですね。その設定の違いと目標設定をするのになんで、どういうふうに決めてるのかなというところをちょっと知りたかったということですけどね。

【上野雇用環境・均等室長】

申し訳ございません。目標設定につきましては、当事業を推進するに当たりまして、県の希望、そういった事業所数、そういったものから基本的な目安というのが本省の方で定められて、それに基づいて設定しておりますので、私どもで昨年の実績を見て、大幅に変更させるということにはなっていないという状況でございます。

【小澤会長】

いいですか、はい。他にございますでしょうか。はい、窪田委員。

【窪田委員】

お世話になります。労働者委員の窪田と申します。よろしくお願いいたします。

資料の13ページの障害者就労推進のところなんですけども、確か今年の3月に法定雇用率がそれぞれの分野でコンマ1%ずつ位引き上げになったというふうに思っております。ただ山梨県内でもなかなか民間企業と、公的のところ含めて、全体での雇用率というのは、あまりクリアされてなかったというふうに思うんですけども、現在で山梨全体ではどの位の率になっているのか、また、民間と公的を分けたときの率っていうのがどの位なのか少し教えていただきたいなというふうに思っております。

あともう1点。ちょっと資料とは関係ないんですけどもこの間ちょっと労働局の方が、連合の方にもお越しいただいたときに、少し雑談の中でお話しさせてもらったんですが、やはり労働相談の中で、非常にまだ目を疑うことが非常に多くあります。公益委員にいる齋藤雅代委員も、今、私と一緒に県の労働委員会の委員もやらせていただいているんですけども、本当にこんなことがまだ県内で起き得てるのというような状況なんです。例えば、この間もちょっと実際に雇用契約書を労働局の方にお見せしたんですけども、有給休暇の付与なしというやつが、ついこの間も手に入っていたとごさいます。そんな状況がある中で、私たちからはなかなか指導ができないので、最寄りの基準監督署か労働局に相談をしてごらんなんていうアドバイスはするんですけども、なかなかその後、半年経ってどうだったって言ってもなかなか改善されてないというような状況でございます。ぜひ、もう少し行政としての指導をやっていただければありがたいなということで、ちょっとこれは意見ということで、お話をさせていただきました。以上になります。

【小澤会長】

特に質問ということではなく、ご意見。はい。障害者雇用率のことですね、はい。どなたがお答えになりますかね。

【安井職業安定部長】

ありがとうございます。まず障害者の関係につきまして、安定部長からお答えさせていただきます。まず、こちらの障害者の調査の関係なんですけど、令和3年度分についてはまだちょっと集計が公表できる状況ではございませんので、前年度の、令和2年度の状況でご説明させていただきます。まず、民間につきましては、山梨県内では、2.05%ということになっておりまして、全国の数字では2.15%となっています。順位で言いますと、残念ながら下から二つ目ということになっております。一方、公的機関につきましては、この昨年度、令和2年度の状況でございまして、まず、教育委員会以外のものと2.81%、教育委員会ですと2.49%ということになっております。公的機関につきましては、いずれも達成をしているという状況でございまして、おっしゃるとおり、なかなか山梨県内、障害者の雇用が進んでいないという状況にございまして、民間の方につきましては、安定所が未達成企業をお伺いしまして、要請をしているという状況でございまして、また、教育委員会と公的機関につきましても、今年度もまだ数字自体は公表はできていないんですけども、一定未達成の公的機関もございまして、私が自らも一件一件回って、要請もさせていただいているところでございまして、今後ともそういった一步一步の取り組みを続けていき

たいというふうに思っております。

【小澤会長】

よろしいでしょうか。他にございますでしょうか。はい、どうぞ。

【保坂真委員】

質問を変えたいと思うんですけど、公益委員の保坂です。9ページの、資料の9ページで在籍型出向の説明がありましたけれども、仕事のない所から仕事のある所へ雇用維持のために、意義のある取り組みだとは思いますが、全国では数千人規模でそういう出向が行われているような報道も目にしているんですけど、その中で県内のこの数字っていうのは、どんなふうを受け止めたらいいのかなというふうに思っています。山梨県内では、そこまで企業側が必要を感じていないからこの程度なのか、それともいわゆる出向させたい側と受け入れたい側の人材のなかなかマッチングがうまくいかないとか、そういう部分があるのか。それから、今回この17人で、出向元から出向先の業種別に人数がありますけれども、ちょっと意外に思ったのが、先ほどらい説明のあった製造業はそこそこ回復している中で、飲食サービス系はまだまだ厳しいという話の中で、結構飲食の方に出向先で行ってるかたたちが、ちょっと多そうだなということで、企業によっていろいろあるでしょうかから、一概に言えないんだと思いますけれども、もし差し支えなければその背景なんかを教えてもらえればと思います。

【安井職業安定部長】

ありがとうございます。安定部長安井でございます。在籍出向についてのご質問でございますが、先ほど委員おっしゃられたとおり、全国的にはかなりの数字が出ていますが、これは、大都市中心に出向が行われてまして、ニュース、報道等でもあったと思いますが、航空会社であるとかそういったところが大量に出向をやっているという実績があるというふうに聞いております。一方、山梨県内でございますが、これは山梨にも限らず各地方では割と同じ状況でございますが、やはり中小零細企業が、割合が多いということで、なかなかそういう事業所の方は、自分たちの従業員と、ずっと一緒にやってきたというのがございまして、なかなかそういった従業員を、別の事業所に出向させるという意識ができないという現状もございまして、まだ活用が進んでいないところでございます。ただ、有効な制度では、当然おっしゃるとおりありますので、引き続き周知等を通じて、活用促進を図っていきたいというふうに考えております。あと、先ほど業種別でご質問ありました、Mの宿泊業、飲食サービス業でございますが、ちょっとこれ企業の情報でございますので、あまり詳細にはご説明はできないんですが、同じ宿泊業から同じ宿泊業、同じグループ内でちょっと業績が落ち込んでいるところから、割と好調なところに出向するというような事例でございます。

【保坂真委員】

はい、ありがとうございます。

【小澤会長】

よろしいですか。他にございますか。はい、どうぞ。

【廣瀬委員】

使用者委員の廣瀬でございます。22 ページでちょっと質問をさせていただきたいと思っています。長時間労働の是正の関係で、この表で見ると監督指導実施件数、違反事業所比率でみると、本年度は非常に高くなっていて、これは特別今年というか、コロナの関係で上がっているのか、傾向としてももう少し前から見ると増加傾向にあるのか、ちょっとここら辺の原因というか理由がわかれば教えていただければと思っております。

【田村労働基準部長】

はい、私からお答えをさせていただきます。おおよそ違反率につきましては、この7割を超える超えない程度で、例年、推移しているところでございます。その前提としまして、監督指導の対象につきまして、県内の事業場の30,000を超える大変多い事業場に対し、全てを監督指導はできないことから、「違反があるだろう」、あるいは「違反があるかもしれない」といった事業場を、寄せられる情報ですとか、私どもが持っている資料などを踏まえて対象事業場を選定し、監督指導を労働基準監督署が実施しております。その結果、法違反が高い率で見つかり、高い違反率で例年推移しているものとお考えいただければと思います。よろしくお願いたします。

【小澤会長】

よろしいですか。他にございますか。よろしいでしょうかね、はい。では、残り時間も少なくなってきましたので、質疑等あるかたについては事務局まで個々に対応していただけるということです。また個別にご質問あるかたはさせていただきたいと思っております。以上で議事は終了となります。あと本審議会は運営規定の時、議事録を作成することになっております。これは改正されて、前は署名押印だったんですが、今はそれ必要ないんですが、一応議事録の内容確認をするということで、公益委員側は私が内容を確認します。労働者代表委員から窪田委員よろしくお願いたします。それから使用者側からは保坂委員内容確認をお願いいたします。後日、事務局の方から連絡するそうですので、確認をお願いします。以上もちまして、令和3年度第一回山梨地方労働審議会を閉会いたします。円満な審議にご協力いただきありがとうございました。

【司会】

皆様お疲れ様です。事務局から事務連絡をさせていただきます。長時間にわたってご審議いただき、誠にありがとうございました。次回、第二回の審議会につきましては、来年3月の開催を予定しております。また日程調整の際には、よろしくお願いたします。本日は、誠にありがとうございました。